

会議資料一覧(追加分)

資料1 佐倉市墓地等の経営等の許可等に関する条例改正について
改正ポイント

資料2 条例改正(骨子)対象表

資料3 第1回佐倉市環境審議会 主な質疑(項目ごと)

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について
改正ポイント

1. 距離制限の拡大

現在、いわゆる土葬墓地についてのみ距離制限を設けていますが、焼骨の墓地を含めた全ての墓地に距離制限（150メートル）を設けるものです。

2. 事前協議の明確化

現在要綱に基づき行っている事前協議の制度を、申請手続きの更なる透明化を図るため、条例に規定し、明確化するものです。

条例改正（骨子）対照表

		現在	案	効果・影響
1	市条例 対象となる墓地の種類と距離の変更	<p>（墓地の環境基準等）</p> <p>第7条 墓地は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>（1）・・・略・・・</p> <p>（2）埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては、住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院をいう。以下同じ。）の用に供する敷地から墓地までの距離は、<u>100</u>メートル以上であること。</p>	<p>（墓地の環境基準等）</p> <p>第7条 墓地は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>（1）・・・略・・・</p> <p>（2）住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院をいう。以下同じ。）の用に供する敷地から墓地までの距離は、<u>150</u>メートル以上であること。</p>	<p>①土葬・火葬にかかわらず全ての墓地が対象となります。</p> <p>②住宅等から墓地までの距離を「150メートル以上」とし、距離を確保します（離隔を図ります）。</p>
2	市条例 事前協議制度の明確化	記載なし	<p>（事前協議）案</p> <p>第●条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、工事着手前に市長と事前協議をしなければならない。</p>	<p>事前協議の必要性を条例で定めることにより、申請手続きの明確化を図ります。</p> <p>（注） 具体的な条項、条文については本市行政管理課と協議・調整のうえ策定します。このため、骨子として内容を確認していただきますようお願いいたします。</p>

※施行は他の条例同様、制定後6ヶ月後を想定

第1回佐倉市環境審議会 主な質疑（項目ごと）

	項目	質問	事務局考え
1	全般	今回の諮問内容は何か。	①対象を現在の土葬の墓地に、焼骨の墓地を加えた全ての墓地とする ②住宅等からの距離を「150メートル以上」とする ③事前協議を行うことを条例に規定する ※施行（制定後6ヶ月）
2	焼骨墓地について	資料にある近隣市町も焼骨墓地を対象としているのか。	資料に記載されているのは全て焼骨墓地を対象とした距離規制です。
3	距離規制について	他市町村で50メートルから150メートルまで様々な距離規制がある中で、150メートルを採用した理由は何か。	墓地経営許可に関しては周辺的生活環境との調和も1つの判断要素であり、申請予定者に対して、住宅、学校、病院その他公共施設等との距離が一定程度以上あることなどを求める必要があります。 他市の状況や本市での墓地が集中している地域の実情を踏まえ、150メートルを設定いたしました。
4	距離規制について	150メートルの距離規制、除外規定なしは、船橋市と（木更津市）と佐倉市だけで、県内でも一番厳しい規制になるが、そのことで不利益を被るかたは、どのようなかたになるのか。	距離制限を設けることで、墓地の設置又は変更（拡張）を予定する事業者には影響がありますが、一般の市民については直接的に不利益を被るケースはほとんどないと考えます。
5	距離規制について	病院などに限定することはできるのか。	現在の条例の中で対象を住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院と定義しています。（市条例第7条第1項第2号）
6	距離規制・除外規定について	他市町村の事例では、規制に除外規定を設けているところがあるが、佐倉市が、今回除外規定を設けていない理由は何か。	除外規定を設けている他市町を調査したところ、小規模の墓地が多数作られた、あまり多くの人々が住んでいない地域においては地元の要望とは別に数人の同意で墓地が作られてしまうなどの課題があることが判明したことから、除外規定を設けないものとなりました。
8	事前協議について	事前協議を条例に位置付けることについて、これは元々そうすべきものだったのか、あるいは事情が変わって必要になったのか。	事前協議については、現在要綱に基づいて行っておりますが、法規担当課と条例改正案を検討する中で、申請手続きの更なる透明化を図る観点から、条例に規定し、明確化しよう判断したものです。
8	施行	これまでに作られた墓地は（今回の改正）規制の対象となるのか。	施行日以降の設置・変更が対象となります。 施行日までに出了された申請については従前のおりとなります。
9	その他	市内にある墓地の箇所数	昔からある集落の墓地等も含めて、約400か所あります。

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正にかかるご意見

委員氏名 _____

	項目・見出し	修正箇所	修正案	修正理由・ご意見等
1				
2				
3				